

小牧市告示第56号

都市公園法（昭和31年4月27日法律第79号。以下「法」という。）  
第27条第3項の規定により、都市公園内に自動車が放置されているため、  
所有者に対して、撤去措置を行うように命ずる。

令和8年4月10日

小牧市長 天野 正基

1 放置自動車の特徴

放置場所：市民四季の森（南側）

標識番号：不明

車台番号：不明

色：グレー

メーカー：ホンダ

2 命令措置

令和8年4月17日までに撤去を行うこと。

3 命令措置期間経過後の措置

法第27条第3項の規定により公園管理者にて撤去及び保管する。